

法テラス白書（平成29年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、平成18年4月10日に設立され、以後、情報提供、民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらには東日本大震災法律援助や大規模災害の被災者法律相談援助などの業務を展開してまいりました。今日に至るまでの国民の皆様と関係諸機関の方々のご支援に深く感謝申し上げます。

開業12年目の平成29年度は、法テラスにとって、4年を周期とする中期目標期間の第3期の最終年度であり、一つの節目となりましたが、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数は約33万9千件で、開業以来の累計が370万件を超えました。弁護士・司法書士費用の立替えにかかる援助件数も、平成29年度は約11万9千件で、開業以来の累計が119万件に達しました。

このように、法テラスは多くの方にご利用いただいておりますが、超高齢社会の進展、地域社会や家族の変容、格差・貧困の増大、グローバル化や情報化の進展など、非常に大きく変化している昨今の社会情勢の中で、司法や法的サービスに対する国民のニーズや国民の直面する法的な課題もまた同様に大きく変化、多様化しています。そのような変化の中、司法への架け橋としての法テラスの重要な使命を、国民の皆様や社会の要請に応じてますます充実した形で実現していく段階にあることを強く感じております。

法テラスの業務も拡大しており、本年1月24日に、改正総合法律支援法の施行により、認知機能が十分でない方々に対して、資力にかかわらず法律相談等を実施する「特定援助対象者法律相談援助」と、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して、資力にかかわらず、被害の防止に関して必要な法律相談を実施する「DV等被害者法律相談援助」が、新たな業務としてスタートしました。

そして、本年3月30日には、いわゆる震災特例法が平成33年3月まで延長されましたので、引き続き被災地に設置している7か所の出張所を中心に、法テラスは東日本大震災の被災者に対する法律サービスを提供してまいります。

さらに、本年6月1日からは、改正刑事訴訟法の施行により、刑事国選弁護関連業務の対象も被疑者段階の全ての勾留事件に拡大しました。

また、社会の大きな変化の中で、国民の皆様一人一人が直面する課題も、一つの方向からのアプローチだけでは十分な解決ができなくなっていることから、積極的なアウトリーチも図り、福祉等他分野の機関・団体と連携協働して総合的な解決を図ることが重要だと考えています。法テラスでは、このような取組を「司法ソーシャルワーク」と名付け、推進してまいりましたが、これまで局地的に行われていた活動を、今後、幅広い関係者の皆様の一層のご支援を得て、点から面へ、さらに全国的に幅広く展開していく新たな段階に入っているといえると思います。

このように、法テラスの業務、果たすべき役割、責務も、開業から年度を重ねるごとに拡大しておりますが、これからも国民の皆様のご期待に沿うべく、業務の適切な遂行と不断の改善に努めてまいりたいと思います。

このたび、平成29年度の法テラス白書の発刊にあたり、国民の皆様、また、関係機関の皆様におかれは、法テラスの活動に対するご理解をより深めていただき、法テラスを積極的にご活用いただければ幸いです。

平成30年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 板 東 久美子